

第3章 快適環境づくりへの取組

第1節 快適環境づくり

近年、豊かな緑や歴史的な雰囲気、美しい街並みや風景、安全で利便性の高い都市空間の創造など、身近な生活空間の心地良さがクローズアップされるとともに、人々の生活に対する価値観の多様化・高度化に伴い、「やすらぎ」や「うるおい」のある快適で魅力のある生活環境が求められるようになってきている。こうした中で、県民と行政が一体となって、快適で住み良い、アメニティ豊かな環境を守り、つくりあげていくことが重要となっている。

本県では、平成元年度に環境庁の助成を得て県民と行政が一体となって進める快適環境づくりの基本方針を示す「アメニティ・マスタープラン」を策定し、また、2年度には「アメニティづくりのためのガイドブック（アメニティ・マスタープラン概要版）」を作成し、快適環境づくりを推進している。

また、昭和59年度に上中町、平成元年度には県のアメニティ・マスタープラン策定と並行して武生市、大野市、美浜町がアメニティ・タウン計画を策定し、アメニティづくりの推進を図っているところであるが、上中町は環境庁が2年度に創設した「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団体表彰」で、同年度に全国5団体の一つに選ばれている。

第2節 景観づくりの推進

近年、景観に対する意識が高まってきており、県では、歴史性や文化性などを取り入れた橋の建設や、歩道舗装の美化、モニュメントの整備を行うなど、景観に配慮した事業に取り組んできたが、各種の施策や事業の調

整を図り、全体に調和のとれた景観づくりを行う必要があるため、平成2年度から総合的な景観整備に取り組んでいる。

総合的な景観づくりを推進するための施策の流れは図3-3-1のとおりである。平成2年度に提言を受け、3年度は景観づくりにかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するための「福井県景観づくり基本計画」を策定した。あわせて、景観づくりを実践する上で参考となる実施マニュアルとして「景観行政の手引」、「公共施設景観整備マニュアル」、「まちなみデザインマニュアル」を作成した。

また、平成4年度には、「景観づくり基本計画策定推進事業」を創設し、「福井県景観づくり基本計画」に沿って、市町村がそれぞれの地域の特性を生かした、個性的な景観づくりを行うため、平成6年度までに各市町村の「景観づくり基本計画」の策定が行われた。

また、平成5年度からは、市町村や民間団体の景観づくりを支援するため、景観に関する専門的な知識と経験を有する学識経験者がアドバイスを行う「景観づくりアドバイザー設置事業」を創設し、市町村景観づくり基本計画に位置付けられた市町村事業や地区内で民間団体が主体となって行うまちづくり計画、地区計画・建築協定・緑化協定等の策定について「デザイン」、「土木」、「建築」、「造園」、「色彩」に関する専門的な知識と経験を有する学識経験者がアドバイスを行っている。さらに平成7年度には、県や市町村の職員の景観づくりに関する知識の修得や資質の向上を目的として、公共施設の設計や審査の担当者を対象とした景観アドバイザーによる景観設計研修会を実施している。

第3節 うるおいのある農村づくりの推進

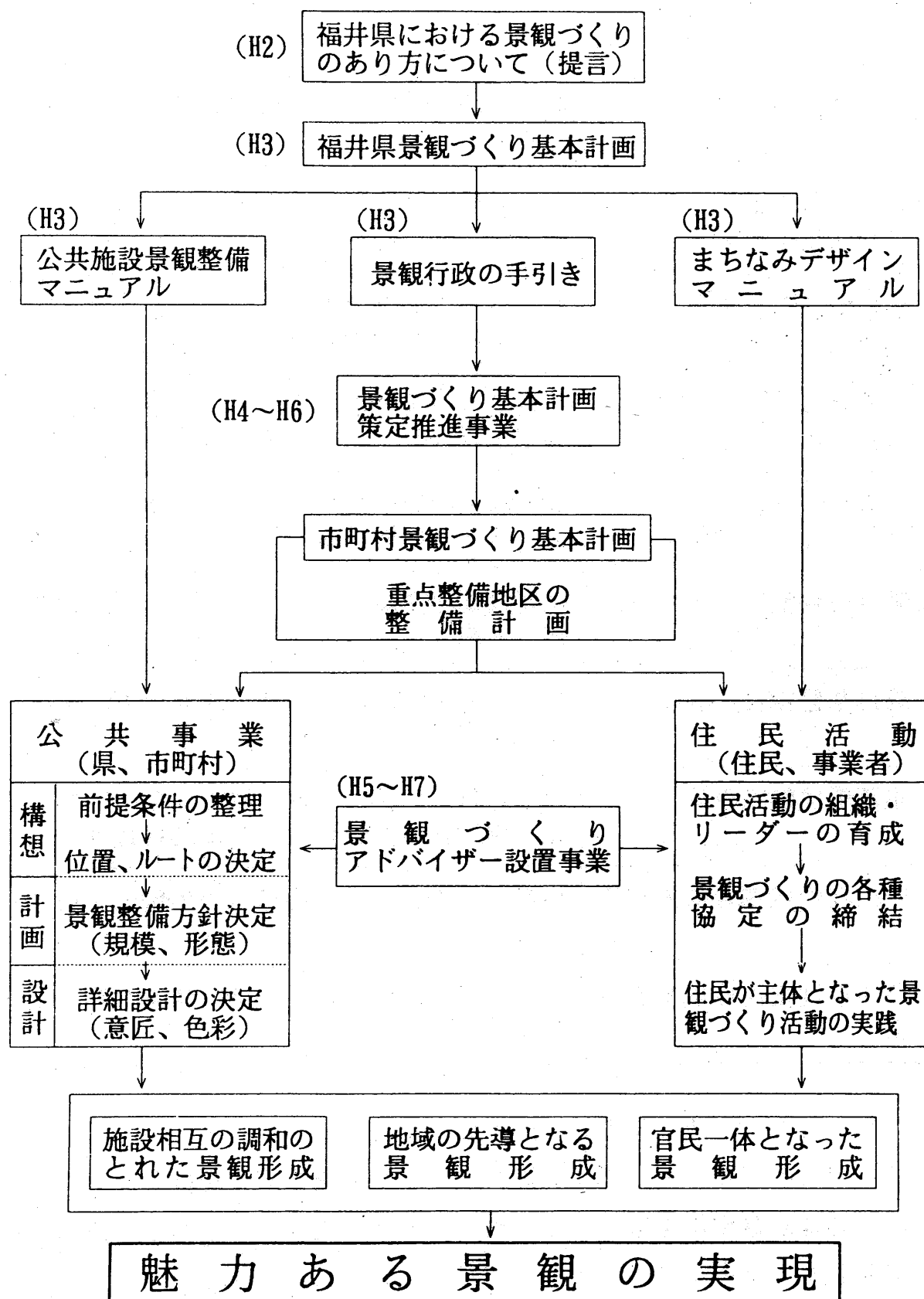
ほ場整備事業等の農業生産基盤整備事業は、農業の生産性の向上を主目的に実施され、成果をあげている。一方、都市と農村の生活環境の格差が広がっている今日、生産性の向上とあわせて、農村地域の有する「やすら

ぎ」や「うるおい」といった特性に配慮した、次のような農村の生活環境の整備を行っている。

水環境整備事業	農業水利施設の水辺空間等を活用した快適な環境の整備。
防災ダム事業 (利活用保全施設整備)	ダム施設の多面的機能を有効利用した環境整備。
ため池等整備事業 (利活用保全施設整備)	ため池等の安全管理、水管理の合理化を図るため、周辺の利活用整備。
水質障害対策事業 (周辺水質改善)	水質障害対策事業の際、環境保全を図るため、周辺水質改善工事を実施。
農道整備事業 (うるおい施設整備)	農道整備の際、経済的・効率的整備だけでなく、うるおい施設を整備。
農村総合整備モデル事業	生産基盤の整備にあわせ、快適な生活環境整備を実施。
農村基盤総合整備事業	生産基盤の整備にあわせ、快適な生活環境整備を実施。
集落環境整備事業	地域の自然的、社会的、歴史的条件等を踏まえ、環境整備を総合的・計画的に行う。
中山間地域総合整備事業	生産基盤の整備と生活環境等の整備を総合的に行う。
農村活性化住環境整備事業	生産基盤等の整備にあわせ、快適な緑地空間等を整備。

こうした中、平成元年度国土庁主催の「農村アメニティ・コンクール」で、宮崎村は“日本一住み良い農村”として最優秀賞に選ばれている。これは、各種基盤整備を進める中、地域の特性を生かすとともに、農村景観と調和した、活力あるむらづくりが認められたものである。

図3-3-1 景観づくりに関わる施策の流れ



※（ ）は実施年度

第4節 都市緑化の推進

公園、緑地は、良好な風致・景観を備えた地域環境の形成と、市街地の外周部における都市の無秩序なスプロールの防止に役立つとともに、“緑”とのふれあいを通じた豊かな人間形成への寄与、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、避難・救援活動の場の提供、さらには大気の浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、遮熱等非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

本県の都市公園および緑地は 565か所、面積875.86ha（平成7年度末現在）、都市計画区域内人口1人当り面積は 12.35㎡（資料編表6-2）となっているが、これは平成5年度末における全国水準 6.9㎡（国の平成7年度末実施目標 7.0㎡）を大きく上回っている。しかしながら、国の長期目標である約20㎡には及ばない。

また、質的には都市住民のスポーツ・レクリエーション需要に対する都市基幹公園が不足しているほか、地域的に、日常生活に密接に関連する住区基幹公園の整備が遅れている現状にある。

今後も都市における生活環境の改善につながり、増大するスポーツ・レクリエーション需要、人口の高齢化などに応えるため、都市公園等については計画的な整備促進を図るとともに、街路等の公共空間への植栽ならびに住民の積極的協力による民有地の緑化を進めることが必要である。

第5節 河川環境の整備

1 現状と課題

現在、地域社会の発展に伴い、人々の意識は量的な豊かさの追求から、うるおいやゆとりを求める質的な豊かさに変化してきおり、川づくりにおいても、治水的な安全のみならず、景観、親水、歴史、文化に配慮し、その中でも生きとしいけるものすべてにやさしい川づくりへと転換し、失わ

れかけた健全な水循環、川との親しい付き合いを復元して新たな河川環境を目指すことが求められている。

2 河川整備の方針

本県の河川整備は、国および県の事業推進により着実に進展してきたが、今だに低い水準にあり、21世紀を見据えて真に豊かさを実感でき、安全で快適な生活環境を実現するため「安全な社会基盤の形成」および「水と緑あふれる個性豊かな地域づくり」を推進していく。

(1) 安全な社会基盤の形成

これまでの産業、経済の発展に伴う河川流域人口、資産集中等、河川を取りまく環境の著しい変化に対して、治水施設の整備はいまだに低い水準にあるため、県民の生命、財産を守るため治水面の安全向上を図っていく。

(2) 水と緑あふれる個性豊かな地域づくり

地域の文化、伝統と川の関わりを支援し、地域住民と関わりの深い水辺の景観や自然を大切にしたい県民が親しめる憩いとうるおいのある河川空間を創出するために、現在、次のことに取り組んでいる。

ア 多自然型川づくりの推進

河川に生息・生育している魚類や植物、鳥類等の様々な生態を保全・創出するため、瀬・淵の創出、変化のある水際環境の創出、覆土による植生、魚の移動を考慮した落差工の採用など、河川的环境に配慮した川づくりを行っていく。

イ ふるさとの川整備事業

市町村のシンボリックな河川や周辺の自然的・歴史的・社会的環境等の中で良好な水辺空間整備が求められている河川について、まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図っていく。

現在、平成3年度に足羽川(福井市)、平成4年度に一乗谷川(福井市)、平成7年度に井の口川(敦賀市)が認定され整備中である。

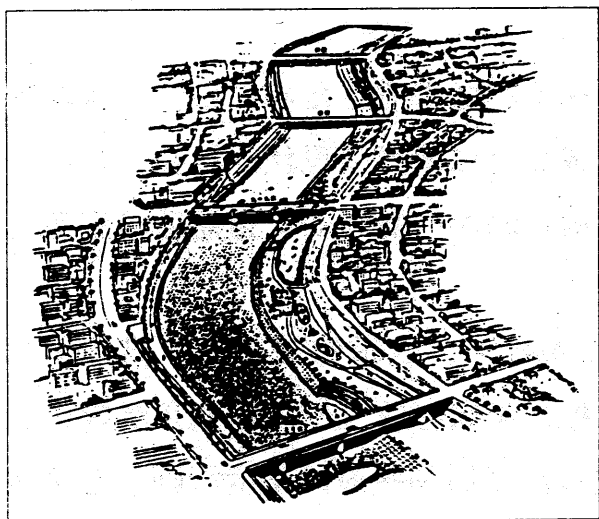
ウ 河川環境整備事業

水質の汚濁の著しい河川において、汚泥のしゅんせつ、浄化用水の導入、

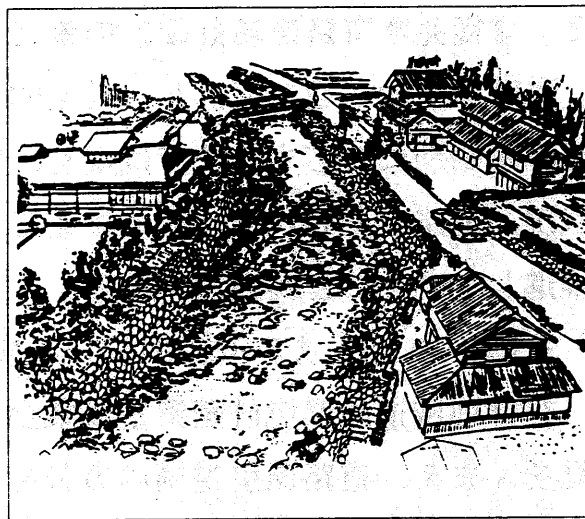
直接浄化法等によって水質の浄化を進める。また、親水性や生態系に配慮した環境護岸、高水敷等の整備を行い、潤いとふれあいのある水辺空間の形成を進めていく。

その他、河川美化活動の推進や河川愛護意識の高揚など地域住民の協力を得て、うるおいのある美しい河川環境の創出と保全に努めている。

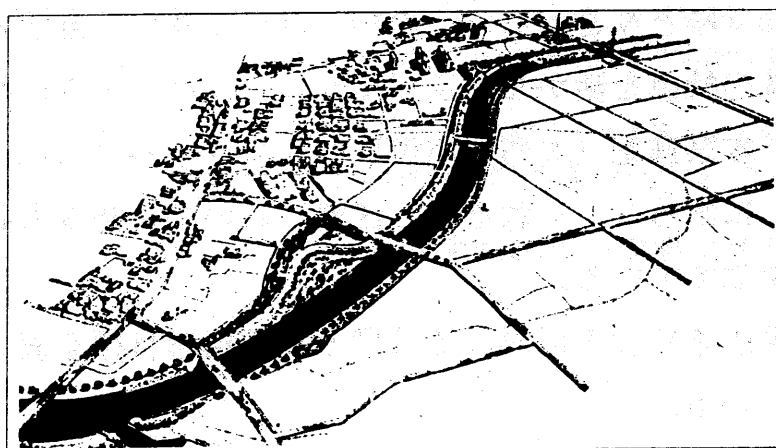
《河川整備イメージ図》



足 羽 川



一 乗 谷 川



井 の 口 川

第6節 道路環境の整備

1 現状と課題

日常生活や社会経済活動に欠かすことのできない最も身近な生活空間である道路は、根幹的な社会資本として重要な役割を果たしている。しかしながら、現在、都市部においては幹線道路を中心として交通渋滞や自動車交通騒音等の道路環境にかかわる課題をかかえ、地方部においては自然にやさしい道づくりを推進する必要がある。

2 『福井県道路環境計画』の策定

道路環境の課題を解決し、効果的な施策を推進するためには、各道路管理者が個別に対応するのではなく、地域ごとに環境の現状、社会・経済の状況、道路交通の状況等を踏まえて、総合的かつ計画的に道路環境施策を推進していくことが必要である。

そのため、平成5年度から6年度にかけて、各道路管理者で構成する「福井地域道路環境計画策定協議会」は、学識経験者や道路利用者等の意見をふまえ、道路環境整備の方針を示した『福井県道路環境計画』を策定した。

計画では『美し故郷・ふくい of 自然と人と道との共生』を目標に「さらに美しい福井」を目指している。

基本方針に「ゆとりとうるおいのある道づくり」「自然と共生する道づくり」「地域の特色を活かした道づくり」「住みやすさに配慮した道づくり」を掲げ、本県域を「まち（市街地部）」「うみべ（海岸部）」「やま（山地部）」に区分し、それぞれの区域において、基本方針を踏まえた道路整備方針を立てている。

さらに、平成9年度末における目標と長期構想目標を表3-3-2のとおり設定している。

また、個別の路線・地区ごとにテーマを設け、個別に道路環境の計画（個別計画）を策定していく。平成7年度までの個別計画策定箇所は、次

のとおりである。

- ①一般国道8号（鎌町～武市）・・・テーマ：道路緑化
- ②中部縦貫自動車道（平井～野路）・・・テーマ：エコロード
- ③勝山停車場線（勝山橋）・・・テーマ：文化と風土のみち
- ④福井県道路緑化推進計画

表3-3-2 道路環境形成の目標

整備項目	平成4年度末	平成9年度末	長期整備目標
エコロードの整備	平成5年度から9年度までの整備 3箇所		
法面の再緑化率	—	約30%	概ね達成
夜間騒音の低減	—	7箇所	概ね達成
シンボルロード等の整備	1箇所	7箇所	約20箇所
電線類の地中化延長	2.5km	第2期電線類地中化5箇年計画に基づき、平成5年度から6年度で約0.7kmを実施するとともに、以降も引き続き地中化を進めていく。	
緑化済指数	100	140	200
幅の広い歩道等延長	74km	110km	210km
人にやさしい歩道舗装率	約17%	約29%	約50%
たまりスペース	67箇所	114箇所	約130箇所

(注1) エコロードの整備とは、地域の地形や自然環境に配慮した路線選定や道路構造の採用に務めることである。

(注2) 再緑化率とは、一般国道及び県道において再緑化が可能な平成4年度末時点の法高5m以上盛土・切土法面面積に対する再緑化済面積の割合をいう。

(注3) シンボルロード等の整備とは、シンボルロード整備事業、マイロード事業、都市景観整備事業等をいう。

(注4) 緑化済指数とは、一般国道及び県道において平成4年度末の緑化済延長を100とした場合の延長の割合をいう。

(注5) 幅の広い歩道等延長とは、幅員が3m以上の歩道（自歩道含む）が設置された道路延長をいう。

(注6) 人にやさしい歩道舗装とは、DID地区及びその他都市部の一般国道及び県道の歩道延長に対する、透水性舗装・カラー舗装等を施した歩道延長の割合をいう。

(注7) たまりスペースとは、沿道スペース美化事業（駐車場施設整備、植栽等）及び「道の駅」のことをいう。